

## 「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」について（一部改正）

学校法人 信学会  
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、この度の新型コロナウイルス感染拡大に備えて、令和2年2月26日付策定の「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を、7月31日付で一部改正しました。

なお、本ガイドラインは、当面の指針であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。つきましては、引き続き基本的な感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

### 記

## I 感染者の発生状況および対応

感染者の発生状況や学校・施設の違いにより、次のように対応することとします。

※「生徒」＝「園児，児童，生徒」と読み替えてください。

### 1. 生徒・教職員が感染した場合

#### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登園・登校・出勤「停止」とする。
- ② 園・学校は、「休園・休校」とする。

#### (2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、通塾・出勤「停止」とする。
- ② 生徒発症の場合は、当該生徒のみを通塾「停止」とし、授業は通常通り行う。
- ③ 教職員発症の場合は、「休校・消毒等」保健所等行政の衛生主管部局の指導を参考に判断する。【7月31日改正】
- ④ 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

### 2. 生徒および教職員の同居家族が感染した場合

#### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合【7月31日改正】

- ① 当該生徒および教職員は、登園・登校・出勤「停止」とする。

#### (2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登校・通塾・出勤「停止」とし、授業は通常通り行う。【7月31日改正】
- ② 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

### 3. 生徒または教職員が濃厚接触者に特定された場合【7月31日改正】

#### (1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

- ① 当該生徒および教職員は、登園・登校・出勤「停止」とする。
- ② 「休園」の判断については、保健所等行政の衛生主管部局の指導を参考に判断する。

## **(2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合**

- ① 当該生徒および教職員は、登校・通塾・出勤「停止」とし、授業は通常通り行う。
- ② 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

## **4. 近隣の学校・施設で感染者が発生した場合**

- (1) 行政から特段指示ある場合を除き、特別な対応は行わない。  
なお、園・学校等はすべて通常通り開園・開校する。

## **5. 生徒の通う学校・施設において、当該児以外の生徒等に感染者が発生した場合**

- (1) 当該校等に通う生徒を通塾・通室「停止」とする。なお、停止期間は、当該校の指示する期間とする。教室等は、通常通り、開室・開校する。

## **II 複数の校舎・教室等が、同一の建物で開校（同居）している施設の場合について**

- (1) いずれかの教室・校舎等で前述の状況が発生した場合は、その当該教室等と同様に対応する。

## **III 登園・登校・通塾・出勤の「停止」期間および「休園・休校」期間について**

- (1) 当該期間は、いずれも医療機関受診により感染していることが確定した日を基準に、保健所等行政の衛生主管部局の判断を受け定めた期間とする。【7月31日改正】
- (2) 休園・休校期間中は、施設内の消毒および衛生管理を行う。

## **IV その他**

- (1) 保育園・認定こども園については、上記によらず、各市町村の指示に従うものとする。
- (2) 年度末に例年行われている送別会等各部署での飲食をともなう会合の開催は、現在の状況下においては法人として推奨しない。【7月31日改正】

## **【感染予防および対応】 【7月31日修正】**

新型コロナウイルス感染症は、現在も感染が収まらず事例が多数報告されています。つきましては、引き続き、以下の点を徹底いただきますようお願いいたします。

- 基本的な感染防止対策の徹底
  - ・身体的距離（できるだけ2m, 最低1m）の確保、「3密」の回避、換気
  - ・マスクの着用等咳エチケット、手洗い・手指消毒、うがい
  - ・まめな体温・健康チェックの実施                      ・行動の管理
- 自身の免疫力を高める（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事等）
- 発熱等、風邪の症状がみられるときは無理せず外出を控え自宅で休養し、毎日体温を測って記録しておく。不安がある場合は、医療機関受診前に「有症状者相談窓口（保健所）」やかかりつけ医に電話等で相談する

- 次の症状がある方は長野県等の「相談窓口」に相談する。
- ・ 息苦しさ（呼吸困難），強いだるさ（倦怠感），高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・ 重症化しやすい方（基礎疾患がある方，透析を受けている方，免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方）で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ・ 上記以外の方で，発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合，症状が4日以上続く場合  
※症状には個人差があるため，強い症状と思う場合，解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。
  - ・ 上記の症状に当てはまらない軽微な症状のみでも以下のいずれかに該当する場合は相談する。  
妊娠中，濃厚接触者である可能性がある（接触確認アプリの通知があった場合含），ご自身やご家族が2週間以内に感染流行地域に滞在していた，嗅覚障害・味覚障害がある

※参考

長野県の窓口／県内各保健所および「有症状相談窓口（026-235-7278 または 026-235-7277）」，  
長野市保健所

以上